

船橋市補助金等の交付に関する規則

○船橋市補助金等の交付に関する規則

昭和56年4月30日

規則第50号

改正 平成9年5月29日規則第42号

平成31年3月29日規則第47号

令和3年3月31日規則第13号

令和3年6月30日規則第73号

令和4年5月26日規則第63号

船橋市補助金等の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する、補助金、交付金、助成金、利子補給金又は事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(交付申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 工事の施行にあつては実施設計書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、補助金等の交付決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(暴力団等の排除)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、補助金等の交付決定をしないことができる。

（令3規則73・追加）

船橋市補助金等の交付に関する規則

(交付条件)

第5条 市長は、補助金等の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(平31規則47・一部改正)

(特別事由による交付決定の取消等)

第8条 市長は、補助金等の交付決定後において、特別の事由が生じたときは、補助金等の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り、補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金等の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(平31規則47・一部改正)

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

第11条 削除

船橋市補助金等の交付に関する規則

(令3規則73)

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、前項の報告は要しないものとする。

(平31規則47・一部改正)

(額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(第6号様式)により当該補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第12条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付時期)

第15条 補助金等は、第13条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第7号様式)により市長に請求しなければならない。

(令3規則13・一部改正)

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 暴力団等であることが判明したとき。

(3) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(4) 第17条の2の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後において

船橋市補助金等の交付に関する規則

でも適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(令3規則73・一部改正)

(補助金等の返還)

第16条の2 市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、補助金等返還命令書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、補助金等返還命令書により確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(令3規則73・追加)

(加算金及び延滞金)

第16条の3 補助事業者は、第16条第1項の規定により補助金等の交付決定が取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(令3規則73・追加)

(理由の提示)

第17条 市長は、補助金等の交付決定の取消し又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(平9規則42・追加)

(財産の処分の制限)

第17条の2 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他補助金等の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

(令3規則73・追加)

(関係書類の整備)

船橋市補助金等の交付に関する規則

第18条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を市長が定める期間整備しておかなければならない。

(平9規則42・旧第17条繰下、令3規則73・一部改正)

(調査又は報告)

第19条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(令3規則73・追加)

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行前になされた補助金等の申請、交付決定その他補助金等の交付に関する事項は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成9年5月29日規則第42号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第47号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市補助金等の交付に関する規則の規定にかかわらず、令和3年7月1日前に申請のあった補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年5月26日規則第63号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

船橋市補助金等の交付に関する規則

第1号様式

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年 月 日

船橋市長 様

住所(所在地)
申請者 氏名(団体名及び代
表者氏名)

補助金等の交付を受けたいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、
次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等	名 称		
	目 的 及 び 内 容		
	効 果		
経 費 所 要 総 額			円
交 付 申 請 額			円
着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日		着 手 予 定 年 月 日	完 了 予 定 年 月 日
添 付 書 類		1 事業計画書	4 実施設計書
		2 収支予算書	5その他()
		3 前年度決算書	

船橋市補助金等の交付に関する規則

第2号様式

補助金等交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所(所在地)
申請者 氏名(団体名及び) 様
代表者氏名

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので、
船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称
補助事業等の名称		
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費		円
交付決定額		円
交付予定時期		
交付条件		1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

船橋市補助金等の交付に関する規則

第3号様式

補助事業等 計画 変更
中止 廃止 申請書

年 月 日

船橋市長 様

住所(所在地)
補助事業者 氏名(団体名及び代
表者氏名)

補助事業等を {計画変更
中止 廃止} したいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規

定により、次のとおり申請します。

決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
変更又は中止(廃止)の理由			
(変更の場合)	(変更前)		
補 助 事 業 等 の 内 容	(変更後)		
変更又は中止(廃止)年月日	年 月 日 (予 定)		
添 付 書 類			

船橋市補助金等の交付に関する規則

第5号様式

補助事業等実績報告書

年 月 日

船橋市長 様

住所(所在地)
補助事業者 氏名(団体名及び代
表者氏名)

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

決定年月日	年 月 日	番号	第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等	名 称		
	施行場所		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額	円		
既交付額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	1 収支決算書		
	2 完成写真(工事施行等に係る場合)		
	3 その他()		

船橋市補助金等の交付に関する規則

第6号様式

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

住所(所在地)
補助事業者 氏名(団体名及び代表者氏名) 様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金等の額を確定したので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、通知します。

決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
補助対象経費精算額	円		
補 助 率			
交 付 確 定 額	円		

船橋市補助金等の交付に関する規則

第7号様式

補助金等交付請求書

年 月 日

船橋市長 様

住所(所在地)
補助事業者 氏名(団体名及び
代表者氏名)

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求
します。

決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日 交 付	円	
	年 月 日 交 付	円	
	年 月 日 交 付	円	
	計	円	
今 回 交 付 請 求 額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書の写し		
	2 その他()		

船橋市補助金等の交付に関する規則

第8号様式

補助金等返還命令書

第 号
年 月 日

住所(所在地)
補助事業者 氏名(団体名及び) 様
代表者氏名

船橋市長 印

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、次のとおり補助金等の返還を命ずる。

返 還 す べ き 金 額	円		
返 還 期 限	年 月 日まで		
返 還 を 命 ず る 理 由			
返 還 方 法			
決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日	交 付	円
	年 月 日	交 付	円
	年 月 日	交 付	円
		計	円
交 付 確 定 額	円		

第1号様式

(令 4 規則63・一部改正)

第2号様式

(平31規則47・一部改正)

第3号様式

(平31規則47・令 4 規則63・一部改正)

第4号様式 削除

(令 3 規則73)

第5号様式

(平31規則47・令 4 規則63・一部改正)

第6号様式

(平31規則47・一部改正)

第7号様式

(平31規則47・令 3 規則13・令 4 規則63・一部改正)

第8号様式

(平31規則47・一部改正)